

平成24年9月

勝浦市議会定例会会議録（第4号）

平成24年9月18日

○出席議員 18人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君
10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 土屋元君	14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君
16番 丸昭君	17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 松本昭男君	総務課長 佐瀬義雄君
企画課長 関利幸君	財政課長 藤江信義君
税務課長 黒川義治君	市民課長 渡辺直一君
介護健康課	
健康管理係長 渡辺知幸君	生活環境課長兼 関富夫君
高齢者支援係長 渡辺治君	清掃センター所長
福祉課長 花ヶ崎善一君	都市建設課長 藤平善之君
農林水産課長 関善之君	観光商工課長 玉田忠一君
水道課長 西川一男君	会計課長 鈴木克己君
教育課長 中村雅明君	社会教育課長 菅根光弘君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 目羅洋美君 議事係長 大鐘裕之君

議事日程

議事日程第4号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第37号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

- 議案第38号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第39号 勝浦市観光交流施設設置管理条例の制定について
議案第40号 勝浦市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
議案第41号 勝浦市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
議案第42号 平成24年度勝浦市一般会計補正予算
議案第43号 平成24年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
議案第44号 平成24年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
議案第45号 決算認定について
(平成23年度勝浦市一般会計歳入歳出決算)
議案第46号 決算認定について
(平成23年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算)
議案第47号 決算認定について
(平成23年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算)
議案第48号 決算認定について
(平成23年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算)
議案第49号 利益の処分及び決算認定について
(平成23年度勝浦市水道事業会計決算)

第2 陳情の委員会付託

- 陳情第2号 「保育所の設置認可等の基準に関する指針」の内容を「県条例」にすることを求める意見書の提出を求める陳情
陳情第3号 社会保障としての国民健康保険制度を守り、改善を求める陳情
陳情第4号 介護保険制度の改善を求める陳情

第3 休会の件

開 議

平成24年9月18日(火) 午前10時開議

○議長(丸昭君) ただいま出席議員は18人で全員であります。よって、議会はここに成立了しました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長(丸昭君) 日程第1、議案を上程いたします。

議案第37号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第38号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第37号及び議案第38号、以上2件は教育民生常任委員会に付託をいたします。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第39号 勝浦市観光交流施設設置管理条例の制定について、議案第40号 勝浦市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、議案第41号 勝浦市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。土屋議員。

○13番（土屋 元君） おはようございます。それでは、早速、議案第39号 勝浦市観光交流施設設置管理条例の制定について、ハートは静かなんですが、声がちょっと大きいです。お祭りの後なので許していただきたいと思います。今、観光交流施設の工事が始まっております。それにに対する設置管理条例の制定ということで趣旨はわかっておりますが、その中でちょっと質問させていただきたいと思います。

まず、附則で、この条例を平成24年11月1日から施行するとなっていますが、その施行を設定した理由を、まずお聞かせ願いたいというのが1点であります。

次に、施設名称KAPPYビジターセンターですか、その名称を提案された選定理由について、詳しくお聞かせ願いたいと思います。これが2点目。

3点目については、事業の項目別についてお聞きしたいと思います。まず、事業については、（1）観光資源等の情報収集及び提供に関する事項ですが、この辺については、今、緊急雇用創出事業のマーケティング2,700万円のものとの関連も出てきて、具体的に11月1日、この施設で、それを踏まえての展開をされるのかどうか。あるいは、ここで考えておる観光資源というのは、情報の手段等々はどういうものを、今考えておるのか、そして提供に関するものはポスター、チラシとか、それ以外のホームページあるいはテレビコマーシャルも含めて考えているのかどうかも含めて具体的に教えていただきたいと思います。

それから2点目は、今、勝浦市が熱を入れています観光ガイドの育成と、観光ガイドとこの施設の考え方などをどういうふうに位置づけしておるのか。

そして最後の3点目ですが、いろいろ今回の事業の中では、観光用自転車貸し出しだとか定住促進に関することとか、観光客の利便に関すること、そして体験教室の実施に関することということで上げていますが、これは名称からもビジターセンターですから、市民を対象とされ

ていないということで、交流センターの目的というのは、観光客と職員だけが交り合う交流センターを目的としているのか、市民もたくさんこのセンターに来てもらって、あるいは観光客について、市民が積極的にかかわりを持って交流をしかけていくセンター機能にするのかによって、大分違うと思うんです。

一番最後に、なぜこういう質問をするかというと、過去の平成13年にできた観光基本計画で市民に最大の課題は市民のホスピタルマインドが低いと。ですよね、だから、あの体験教室だとかいろいろ2階の広いスペースのところに市民向けの講座、教室、塾、そういうものが実は大事な話であって、ホスピタリィーをそういうところで市民各層に展開して、観光とは、交流とは何ぞやと、具体的にどういうことでおもてなしするんだよというようなことを市民に向けて。ですから、私は、結論的なことを理由を伺う前に言うんですが、施設名称、大反対であります。ということを言っておきますが、そういうのを含めて、今の質問に対してお答えください。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。玉田観光商工課長。

○観光商工課長（玉田忠一君） お答えいたします。まず1点目の11月1日の施行日につきましては、当初オープン10月を考えておりましたけれども、まず建物入り口のアルミサッシが受注生産となりまして約40日間かかるということで、あと工事にかかる工期が10月15日までとなっていますことから、準備期間も含めまして11月1日としたものであります。

次に、名称をKAPPYビジターセンターとした理由につきましては、KAPPYにつきましては、市の公認キャラクターとして観光PR、いろいろなところで活動しております。その中で観光商工課内で名称につきましてはKAPPYの名を使用したらどうかということで、KAPPYの「K」につきましては、勝浦またはKAPPYの「K」、「A」がアクティビティリゾート地の遊び、これは活気、活動、「P」がプレジャー、喜び、歓喜、「P」がプロバイド、提供する、「Y」がイヤー、1年中ということで、勝浦でリゾート地の遊びを喜んでいただけるよう1年中提供しますということで、おもてなしの心も含めまして、KAPPYビジターセンターとつけたところでございます。

次に、3条、事業の内容でございますけれども、情報収集、今、緊急雇用を活用いたしまして、交流人口及び移住・定住促進マーケティング調査業務を行っておりますけれども、その中で既存の観光情報また新たな観光の発掘とかいろいろ事業を行っておりますけれども、この11月1日につきましては、既存の観光情報等、ホームページまたはパンフレット等を提供いたしまして、PRのほうを行っていきたいと考えております。緊急雇用の事業につきましては、ある程度事業内容がまとまって結果が出た時点で一端整理して、情報の発信をしていきたいと考えております。

それと、観光ガイドの事業に関しましては、拠点化といたしまして、今まち歩き観光ガイド育成事業を行っておりますけれども、ガイドツアーの実施、受付、手配業務等、やはりある程度拠点となる場所が必要ではないかということで、このビジターセンターを活用いたしまして、拠点化を図っていきたいと考えております。

次に、体験教室に関しましては、これは市民の方も積極的に参加していただければと考えております。これはあくまでも市外の観光客だけではなくて、市民にも活用していただきまして、いろいろな情報の提供等、また違ったもうもうのアイデア等を出していただければと思ってお

ります。

次に、平成13年につくりました観光基本計画、これはホスピタリズムの関係ですけれども、やはりこのホスピタリズムにつきましては、観光施設を活用いたしまして、市民、いろいろな団体等に発信をする中でおもてなしの心等をどのような形で情報提供できるかわかりませんけども、一番大事なおもてなしの心を持って観光客に接していただけるようなことをやっていきたいと考えております。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。土屋議員。

○13番（土屋 元君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。まず、11月1日、入り口のアルミサッシはオーダー注文だから日にちがかかるから納品が間に合わないと。ここに至るまでは、5月臨時議会の5月補正予算で設計業務委託が承認されましたね。6月で設計管理付予算が議会で承認されたと。そうしたら、当然サッシとか既製品をはめ込むわけでなければ、プロとして、職員は注文するプロだから、当然何日間かかると。ここでこの予算をとるというのは、いんべやあフェスタにターゲットを絞っているのか、9月29日に3万人が来訪されるという人たちに対するターゲットにするためのオープン、1日前のオープンぐらいに最低もっていってやろうとする目的によって大分違いますよ、これ。勝浦タンタンメン船団は「熱血」がついているんだよね。「熱血」というのが勝浦のキーワードであれば、市民も職員も「熱血」という言葉をキーワードにしないと、「熱血」ということは、熱いうちに手を打つ。

市長は、私の聞くところでは、今非常に評判がいいです。スピード一発で速い。さっさっと処理する猿田さんという意味です。これ、キャッチフレーズですよ。さっさっさっと処理する、スピードアップ持つ猿田市長、もたりもたりする猿田市長じゃないということが市民の評判。せっかく事業を起こすには目的がある。目的に対して妥協はしちゃいけないよ。これは民間の職員であろうが、行政の職員であろうが熱血になってやる。発注を早く、6月とったら7月に発注していれば間に合ったでしょう、2カ月半の工期で。恐らく9月の中旬までにはできていた。そして3万人の来年迎えるためのたくさんの勝浦に来る人へのオープンも含め、市民にも含める絶好の機会というのをみすみす逃がしてしまうということは、熱が入っていない。情熱がない。だから、今回のこの段取りについては「熱血」じゃないと言わざるを得ません。

だって、6月予算で設計、管理付き予算を通したということは、設計業者に管理を任せると早いわけでしょう、手続は。当然、期待していましたよ、6月のときは。これはもしかしたらタンタンメンのあれに間に合わせてさすがだなと。さすがの猿田市長だなと思ったんですよ。そして、私も気になっているから、そしたら9月いっぱいどうか、10月にどうかって。だんだん雲行きがおかしくなった。これを今からでも、普通は民間でいえば、予算を割り増してもいいから、業者に突貫工事、業者だってビジネスだから突貫工事をやれって言えば、アルミサッシの入り口はどうなるかわからないけど、これだってメーカーですよ、メーカーだって特別予算をつければやりますよ、どこだって。民間は。だから問題は、そこまで間に合わせるということが猿田市長の思いなのか、いや、土屋さん、そうは言っても、いんべやあフェスタに間に合わせることでどうですかといったら、市民が3万人集まる開国宣言だよ。開国というのは大変なことですよ、勝浦市民にとっても一大事業。集まらなくちゃいけないですよ、正直言って。駅前から職員とか市民がみんな並んでお出迎えぐらいの、会場へのそういう大セレモニーをやったっていいぐらいの大きな出来事をやろうとしたんだから、観光交流センターだって、当然

間に合わせるということの熱意がなくちゃいけないということで、2回目ですから、これについて課長では、特別予算とか特別割り増しの工夫の案は出せませんので、副市長にお尋ねしたい。

それから、KAPPYビジターセンター、KAPPYの意味はわかりますよ。では、市民はどこに所属しているの。ビジターって名前をつけちゃったら、例えばビジターって名前をとっちゃって、市民と観光客のセンターと言えばわかるけど、やたらに次世代で若い人をターゲットにしているかもわからないけど、勝浦の高齢化層はできたものに対してKAPPYビジターセンターってどういう意味だいって聞く人だったらいいですよ、興味を持っていて。ほとんど聞かない、無関心が7割、8割、9割になっちゃうんですよ。だから、名称をつけるのに、どうして市民、府内で検討委員会をつくる、あるいは府内会議をやつたら、みんなこれに賛成したんですかということの選定をやつたかどうかをもう一度聞きたい。

それから、観光自転車の貸し出しに関することで、レンタルで入っていますよね。購入からメンテから全部、勝浦市が持つて、例えばこういうのをやってくれる委託業者に委託して、テナント料だけとるというような方向性は考えていないのかということです。それから、一番大事な市民への塾、講義のための教室としてのスペースの確保、あるいはそういったことを具体的に本当に事業項目の中に市民向けの観光をしたり、塾や講座を実施しますと入れられるだけのことを事業の中に入れるかです、私は入れることは当然だと思うんです。だけど、それに対しても十分検討した中でこの事業項目を決めたのかどうか、もう一度確認したいと思います。

それから、勤務時間が8時30分から午後5時で、基本的に12月29日、年末年始を除いて、年中無休と、非常にありがたい、民間型のサービス勤務体系になりましたが、聞きますと、職員1人、臨時職員2名と、どういう勤務表を考えているのかですね。

それと、駅前観光案内所は、毎週水曜日休みで、今は早番、遅番という仕組みがあるけど、前は、ランチになると一緒に行っちゃうとか、休憩しちゃうとかというのがあったけど、それについて、食事のことも含めて具体的にどういうローテーションで考えているのかというのをお聞かせ願いたいと思います。

それから、観光ガイドさんを、あそこに常駐させて、いつでも発信させる観光ガイド発進基地にすると、あるいは情報収集取得施設にするということも、あの中に小さくても観光ガイドルームをつくって、いつでもそこに来てくださいというようなことも本当に用意するのか、まず観光ガイドさんのおもてなしに対するそういうルームをつくるのかどうかも含めてお答え願いたいと思います。

余り声が大きくなると、自分がどこまでどういうふうに言っているのかわからなくなっちゃうときもあるんですが、基本的には、食の祭典の9月29日の1日前オープンすると、これは友引なんですよ、友を引く、これ最高じゃないですか。もちろん11月1日もオープンしたら友引です。これも友を引くんですけど、せっかく3万人が来るというときのためのセレモニーだったら、マスコミにもPRできるし、もしかしたらテレビ局にもそういうことを含めて宣伝提案できて来てくれるということも含めるから、今からでも予算の割り増しでもつけて、9月28日オープンセレモニーを迎えるようなことを副市長に答弁をいただいて、2回目の質問といたします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。ご指摘のありました勝浦観光交流センターの工期の関係でございますけれども、先ほど議員おっしゃいましたとおり、6月の補正予算で整備事業費といたしまして1,933万9,000円、これを計上させていただきました。これまでの経過を申し上げますと、予算議決後、7月11日に指名審査会を行いまして、7月30日に入札を実施しております。どうしても予算をとってすぐ業者選定はできませんので、業者選定をして入札までのある一定の期間が必要ですので、7月30日に入札をかけまして、8月5日に契約をしております。ご指摘のあった入り口のサッシを前もって早目に注文できないかというご質問がございますけれども、やはり業者が決まりませんと、うちのほうで独自にサッシ業者と契約はできませんので、ご理解をいただきたいと思います。

当初、なるべく9月下旬に開かれますご当地グルメ開国宣言 in 勝浦にぜひ間に合わせたいということで、業者のほうには極力急いでいただきたいというお願いは何度もしております。ただ、先ほど観光課長が申し上げましたように、材料の調達がどうしても間に合わないということで、それでは10月15日ごろにしようかという案もありましたけれども、実際に工事ができない場合に、条例を、例えば先ほど申し上げましたように10月15日施行となつたときに、レンタルサイクル等の利用についても大きくPRしなくちゃいけませんので、いざ条例は施行しました、施設はできていません、レンタルサイクルもできないというのは、お客様にとっても失礼ですので、多少余裕を見て11月1日施行ということにさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 次に、玉田観光商工課長。

○観光商工課長（玉田忠一君） お答えいたします。名称につきまして、府内で検討したかということですけども、先ほどもお答えしましたように、KAPPYに願いを込めて名称を決めたということで、観光課職員の中で決定したものでございます。

次に、レンタサイクル、これは買い取りとなります。

次に、事業内容、市民向けの講座等につきましては、今後、センターを運営していく中で市民またいろいろな団体の方を含めまして、これは検討していきたいと考えております。

勤務時間につきましては、職員1名、臨時2名で対応していくわけでございますけども、できれば常時2名、センターの中に配置して対応していきたいと考えて、今勤務表をつくっております。

観光ガイドにつきましては、現在のところ事前予約ということでPRを行っておりますので、今後、センターを運営していく中で、どのような形がいいのか、いろいろと問題も出てくると思いますので、それらを整理して今後の観光ガイドをうまく運営できるような形に進めていきたいと考えております。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。土屋議員。

○13番（土屋 元君） 3回目ですから、一般質問と違うから3回目で終わります。まず、施行について、材料の調達がかなわないと。それから、当該会議は7月11日、入札が7月30日、これは行政の今までの工程ですね。これからは行政改革をしていく。目的のためには改革をしていく。1,000万円の仕事ですよ。1億、10億だったら、期間を考えて検討していろんなことをやるんでしょうけど、建てかえじゃあるまいし、内装、リフォームね。だからそういうことを含めて、私が質問するには理由があつて質問するんですよ。では、観光商工課、設計に対するプロがい

ないですよね。だから、設計業者に設計業務を委託したし、今回の6月で設計監理まで設計業者に委託したでしょう。だから、安心して任せられますよね、変な業者がないから。お任せでどんどん進むわけですね。でも、実際は、1,000万円の仕事に素材の承認も全部出せとか揃えろとか要求していないんですか。ベニヤはベニ屋、これも承認だけ出すと、確かに違法の素材をチェックするというか、そこで行ったり来たりしていれば工期だってかかるし、入札だって7月30日、7月11日府内検討で、6月議会終わって7月11日やつたら、すぐでも入札かけたっていいでしょう。11日から19日の間、1,000万円の仕事やれる業者に、そんなに検討する日にちが必要なのですか、通知も含めて。地元業者ですよ。1,000万円の仕事、全部地元業者の入札でしょう、これ。だから、やる気がない。行政の工程表は、もう時代おくれ。スピードアップというキーワードと熱血というキーワードでやれば、勝浦の行政の人は早いな、いい仕事を早くやってくれるな、そういう思いを、やっぱりこういうことが出てしまうと思うんです。

副市長、答弁が漏れたけど、民間だったら、割り増してでも突貫工事をやらせろということはどうなんですかという話した、それが漏れています。行政だから特別な予算は、皆さんに議会の最終日に追加予算を出さなくちゃいけないし、また承認してくれるかどうかもわからないうからということもあるんでしょうけど、それは答弁漏れですよ。それで、行政がいけないのは、真剣に副市長が答弁したら企画課長が、経験豊かな財政課長がいるんだから、「副市長、特別割り増しの質疑をやっていません」と、こういう親切がないと、それはきずなと連携ですよ。まちまちでやっているから、こういうふうに課長は課長、各課は別々にやっているから、大きな目的のためにいかないんです。私の前の会社では、目標がはっきりすれば、明確にやり方が見えてくるというんですよ。そういうことも含めると、特別割り増しかけてでも、副市長が、メーカーにどうして間に合いませんかと、少しでも色をつけますと言ったこともアプローチするという質疑やるんですよ。私の前の会社で、納期遅いと、私が毎日のように電話しましたよ。わかりました、熱意に負けました、熱意に負けたって熱血だからですよ。よそより一番最初に内緒で優先しますと。そういうことで工程を組みかえてもらう、勝浦のために。それが本当は課長の熱血でやれば副市長の熱血をもらわなくったって、課長がみんな熱血になれば、これだけの熱血課長軍団が集まれば、これは強い、勝浦熱血市役所が誕生しますよ。だから、そういうふうにタンタンメンだけ熱血ではなくて、職員も熱血と、マスコミにも訴えれば、取材に飛んできますよ。どこが熱いんですかね、熱血ですかと。

そういうふうな形で、私が質問した特別割り増しをしても9月29日の前に間に合わせていただけかどうか、これは答弁漏れでしたから、それが1つ。

それから、観光商工課が都市計画課か知りませんが、複雑に絡み合って、勝浦の1,000万円の工事に対して大手の建設会社みたいな書類要求はしていないでしょうね。よくあるんですよ。例えば一流のパナソニックの戸建てに対して、それぞれ普請の承認願いをつけてくれというお客様がいました。しかし、天下のパナソニック、ソニーのものを一々細かいパートごとに製品適正承認書をつけてくれなんてお客様は本当に、役所だって、設計業者が委託もしているんだから、その設計業者がきちんとやればいいことなんで、そういうことで業者に対して過度のプレッシャーだとか余分な作業をさせていないですかというようなこともあると。

最後に名称のことなんですが、名称はビジターというのは取れないんですか。市民みんな、関係ないよ、あんな施設と言いますよ。ビジターセンターと。勝浦KAPPY観光客センター

って読むんですよ。訪れセンター、市民関係ないよ、あそこは。俺たちが行けるところじゃないよ。だから、名称を、例えば勝浦の小学生に考えさせるとか、小学生の中から名称が決まつたら、小学生がオープンセレモニーにみんな来る。おじいさん、おばあさんだって大賛成で来てくれるんですよ、呼びかければ。おじいちゃん、おばあちゃん、行こうよと。だから、そういう発想が、庁内会議の中で出てこない。そういうことを考えていなければいけない。これは観光商工課だけに任せてあるとか、もちろんそうだと思うんですけどね。だから、これから時代なんだから、古いマイナス面の庁内組織の連携だと、アイデアの出しつこなんてのは打ち破ってKAPPYビジターセンター、このままでいくと、私は、これ賛成できないし、さつきの5つの事業の中に、市民への観光講座やホスピタリティ講座、教室、塾、こういうものを実施しますと入れてくれなければ納得しません。これについては、課長レベルじゃないんで、やっぱり市長あたりに、修正可能だと思いますんで、私は、そういうことをもらいます。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） それでは工期の関係で申し上げます。先ほど契約が8月5日とご答弁させていただきましたけども、8月6日に訂正させていただきます。大変失礼いたしました。8月6日に契約でございます。先ほど申し上げましたように、業者につきましては、極力急いでいただきたいということで、十分お願いはしてございますけれども、通常の公共工事の工期をいろいろ勘案しまして、10月15日まで工期を設けております。その中で極力急いでいただきたいということをお願いはしてございます。今月下旬の食のイベントに、もし間に合えば、条例は施行しておりませんけれども、一部利用できればと思っておりますが、問題は入り口のドアといいますか、入り口のサッシでございますので、管理上、可能かどうか、現段階では判断がつきませんので、もしそれまでに間に合えば何らかの形で仮オープンとまではいきませんけども、利用できるものであれば、観光客の皆様に活用していただくような方法で検討していきたいと考えております。

○議長（丸 昭君） 次に、猿田市長。

○市長（猿田寿男君） この観光交流施設ですけども、念願の市営駐車場ができまして、これに付随する、付置するこの観光交流施設、まさに駐車場と一体となって機能するということで、私もこの駐車場、15日のお祭りもずっと見させていただきまして、今年場所が変わったということで、すばらしく使い勝手のいい場所だったかな、また、広さもちょうどいいなと思った次第でございまして、これから、この観光交流施設を、さらにブラッシュアップしながらいいものにしたいなと思っております。

先ほど、KAPPYビジターセンターというのがありましたけども、これは観光商工課だけで決めたものじゃなくて、先ほど課長が観光商工課のみんなで決めたみたいな感じの答弁でしたけど、そうではなくて、これは庁内全体でこの名称がいいだろうということで決めたわけでございまして、このビジターやいうのがどうも対よそから来る人たちだけのものと感じる見方もありますけど、私は、全然そうは思わないんで、あくまでこれは交流人口を増やす、これは市民の皆さんと、よそから来る人たちの一つの接点、融合の場所でもあるというようなことで、市民の皆さん方がビジター、ここを訪れるということも当然この意味合いは入っております。ただ、語感からしますと、KAPPYビジターセンターってちょっと長いなという感じはありますから、私は、通称はKAPPYセンターでも十分いいんじゃないかなというふうに思って

おります。

いずれにしましても、先ほどサッシの関係、工事の関係でありますけれども、ご当地グルメ開国宣言 in 勝浦という大きなイベントもありますので、これから行政の仕切りにおいては、こういう目的があるということにおいては、全力でそれに当たるべきだと、私は思います。ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第39号は建設経済常任委員会へ、議案第40号及び議案第41号、以上2件は総務常任委員会へ、それぞれ付託をいたします。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第42号 平成24年度勝浦市一般会計補正予算、議案第43号 平成24年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第44号 平成24年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上3件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては、議案番号、事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。刈込議員。

○17番（刈込欣一君） 私のほうからは、2点ばかりお聞きいたします。25ページ、緊急雇用創出事業の13委託料の業務委託料、災害時要援護者避難支援プラン作成業務委託料ということなんですが、実は、私、鵜原区のほうで9月1日に自主防災の津波の関係の避難訓練をやりました。その中で、私のほうも要援護者ということで、どのように対応していいかということで、一昨日の日曜日にも会議をやりまして、なかなかうまくまとまりません。このプランですけど、自助、共助、公助というふうに分かれています。私たちがやれることは自助、共助までいくと思いますけど、このプランについては公助のものか自助も入るのか、共助も入ってこのプランになっているものか。そうなると、個々に私たちも鵜原のほうで要援護者、皆さんに聞いたところ、51名の要援護者がいます。51名となると、さまざまな要援護者がいるわけです。寝たきりの人たち、またお年寄りで足のしづかれない人たち、また子どもを抱えたお母さんたち、そういう人たちが入ってきております。これも私たちもしっかりと個々に事情を聞いてやらなければいけないかなというふうに思っていますけど、このプランについて、どのようなことを考えてこのプランを作成するか、1点目、それを聞きたいと思います。

2点目ですけど、43ページの一番下、15工事請負費の中の市営野球場代替施設整備事業の工事請負費なんんですけど900万円、これについてお聞きいたします。野球場の件については、来年、25年4月1日からもう使えませんというようなことをおっしゃられて、私も野球協会の役員として、いろいろ聞いております。そんな関係でお尋ねしますけど、市営野球場の代替施設をどこに決めたか、また、候補地は何点かあったようにはなるんですけど、どこに決めたか、それを教えてください。その理由についてもお聞きいたします。

それと、代替施設の中には、暗渠防水工事と防球ネットというふうにうたわれております。野球場は、グラウンドが悪いと暗渠をやらなきゃいけないということは十分承知はしております。また、防球工事も、議員の中にも、野球に携わっている方、関係者の方は大勢いますので、これも大分承知だと思うんですけど、これの広さとか高さを教えてもらいたい。

そのほかに、野球に関すると、審判更衣室とか選手のベンチとかいろいろあります。そこら辺のところの予算建てはどうなっているか、最初に今の2点をお聞きします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答えをいたします。どのようなプランかという質問でございますけれども、個別計画につきましては、災害時の避難支援を希望し、登録申請を停止した者について策定するものということでございまして、実際に、避難支援に携わる関係者と要援護者に関する基本的な情報、住所や氏名などを共有した上で、要援護者本人を含めまして、避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、伝達方法等について具体的な話し合いをしながら作成するような形をとります。

支援者につきましては、市政協力員、民生委員、児童委員、消防団等と話し合いなどをあらかじめしまして、要援護者に紹介できる候補者を定めておくような形、支援者自身の不在や被災も考慮いたしまして、複数の支援者を定めておくようなもの、また、個別計画は、要援護者本人、その家族及び市の関係部署、必要最小限の関係機関のほか、避難支援者等要援護者本人が同意した者に配布するような形で最終的に作成したいという考えであります。

○議長（丸 昭君） 次に、菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。まず、4月からの野球愛好家のための野球場の選定、場所をどこに決めたかということでございますけれども、北中学校のグラウンドに決めさせていただきました。理由につきましては、本年4月と9月に野球協会の皆様と2度ほど協議を重ねました。その中で私どもとしましては、市内の勝浦中学校、北中学校、また勝浦若潮高校、また市外では大多喜町、御宿町、いすみ市、そういう野球場での利用の可能性を協議させていただきました。そこで、野球協会のほうからは、市外の施設では対応は困難であると。市内施設を希望するということで、その辺を踏まえまして、北中学校の施設とさせていただいたところでございます。そこで、4月から野球愛好家の皆様に利用していただけに当たりまして、ご存じのように、北中学校は、非常に水はけが悪いということで、当然今の北中学校の野球部の生徒もこの水はけの悪いところで我慢しながらやっているという状況もあわせまして、暗渠排水工事を内野、外野、ある程度の範囲をカバーできるように施工するものでございます。

あわせまして、防球ネットの工事も上程させていただきました。防球ネットにつきましては、三塁側のレフトの近辺ですけれども、高さ4.7メートルの防球ネットを延長で51メートル施工しまして、3塁側のすぐ脇林道の反対側に水田を耕作している田んぼがございますので、その辺にボールが飛んだり、また耕作者の安全性を考慮し、三塁側に防球ネットを施工しようというものでございます。

また、今回、暗渠排水工事と防球ネットを9月補正で上程させていただきました。工期につきましては、12月補正で上程させていただきますと、3月いっぱいまでの完了が見込めないという可能性が大でございますので、先に暗渠排水と防球ネット工事を施工させていただきたいという考えを持ちました。

また、過去に2度ほどの野球協会との協議の中で、そのほかに審判室、仮説トイレ、選手及び観客のベンチの設置などのご要望がございまして、その辺を慎重に今調査しております。調査といいますのは、これは既製品のものを注文して設置するものでございますので、どのような製品をどこの場所に設置していいのか、その辺をいま一度慎重に調査をしてまいりまして、12月補正に予算要求していきたいというふうな考えでございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。刈込議員。

○17番（刈込欣一君） 2回目ということなんですけれども、1点目の要援護者の避難支援ということなんですけど、これは非常に難しいと思うんです。それぞれ皆さん、要援護者の方々の事情が違う。うちの中に入っても全然動けない人たち、そうなると、お医者さんに聞いてみて、医療の方に聞いてみて、どのようにしていいか、また、年寄りだと足が、避難場所まで行かれないというような方もいろいろいると思うんで、そこら辺になると、また個人情報がどうだこうだというお話も出てくると思うんです。そういうことを考慮しながら、これは関係者と共有して個別にやるというふうになっていきますけれども、ぜひ地元の自主防災組織とか消防団、区長さんとかいますので、そこら辺と、特に密に連絡して、例えば私たちも自主防災の中でいろんな会議をやっているんですけど、そういうところに来ていただいて、お話をさせていただければなと希望いたします。これはぜひ、早くどんどん、ちょっと遅まきながらという感じがしていますので、よろしくお願いいいたしたい、これは要望としておきます。

野球場の件ですけど、勝浦市の市内野球大会、春、秋、春の300歳野球、中学生の招待野球などなどいろいろあります。そんな中で、日曜日を今回使っております。そうすると、あそこにいる北中学校の野球部の皆さんが、例えばこの日に野球をやりたいんだということなんですけど、それは他の地区へ行って、例えば勝浦の中学校へ行きたいとかいすみ中学校へ行って練習試合をやりたいというときなどは、自分のところは実際野球はできるんだけど、そこまで行かなければいけない、そういうところの手立てをどういうふうに考えているか聞いておきます。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。ただいま質問がございました北中野球部の生徒が、土曜日練習したいということで野球部の皆様につきましては、年間通して練習しているというふうに聞いております。かといって、日曜日に私どものほうで野球愛好家の方にお貸しすることになりますと、確かに練習ができなくなるということでは、やはり義務教育上望ましくないというふうに考えまして、北中の野球部の生徒が勝浦中学校とか大多喜中の野球部の皆様と合同練習または試合というふうな、そういうスケジュールがある場合におきましては、私どものほうで送迎用のマイクロバスの手配をさせていただきまして、なるべく生徒に迷惑のかからない方法で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。刈込議員。

○17番（刈込欣一君） 3回目、最後になります。北中の野球場ですけど、私もあそこでよくソフトボールをやったり、子どもたちを連れていたりよくやるんですけど、砂地で、野球はできるんだけど、ちょっと土の入れかえ等をお願いしたい。ということは、ここの市営球場の場合は、毎年のように土の入れかえをやって野球ができるような、普通野球場というと、内野は土で外野はみんな芝生でやっている、ここの球場も全くそうです。よその球場に行ってもみんなそのとおりなんですけど、外野の芝生まで手当てはいかないと思いますけど、内野の関係は、ぜひ

これは中学生も同じだし、社会人の草野球といったらおかしいんですけど、野球協会の試合等についても、けがが一番おっかない。砂地だと、やはりけがをする率が多いんで、そこら辺のところをお願いしたい。それについて答えてください。

それと最後になりますけど、市長にお願いしたいんですけど、千葉県の館山は、プロ野球は日本ハムファイターズ、そして鴨川は、ご承知のとおりロッテ、千葉マリーンズがキャンプに来ます。勝浦市はどこだと。勝浦市は、市営野球場がないよ、そんなことはとんでもない話だという話をよく聞かれます。また、勝浦にソフトボールの県大会をもってこようというお話をされます。ところが、ソフトボールの協会の方々も、まず球場がないよと。これでもうご破算なんです。今回、市民会館で、市長さんのおっしゃるとおり800人も入れるようなすばらしいものができます。そういうところ、野球場について、今後、どういうふうにしていくか、そこら辺のプランというか計画を持っているか、これもいつまでもあの北中学校で代替というわけにいかないと思います。なるべく早く、ここら辺を見ますと、大多喜のグラウンドは、よく高校の、ここにいらっしゃる磯野君の木更津総合の方々、あの人たちもよくあそこに来て練習試合をやる。ところが相手はどこだと。東京の人たち。それほどグラウンドがいいわけ。ちょっと雨が降ったって、すぐできる。そこまで以上のというか、高校の野球ができるようなグラウンド、またプロ野球が呼べるようなグラウンド、グラウンドだけじゃないんですけど、でもまずグラウンドがなければどうにもならないんで、そこら辺の野球場についてのこれから計画をどういうふうに考えているか。先ほど、前段の土屋議員、私も土屋議員とずっと一緒にやっているんですけど、さっさといったような話を聞きましたんで、これはいいなと。ここからどんどんどんどんこの言葉でいこうかなと思って、市長を追い詰めるのにはさっさとやれよというのが一番の言葉と思ったんで、ぜひプランを考えているなら教えていただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。ただいま質問ございましたグラウンドの砂の入れかえ等ということでございますけれども、まず、今回の工事につきましては、内野、外野ともに暗渠排水を敷設する場所の表土を掘削、埋め戻しを実施いたします。局所的な工事であるために、施工以外の部分は現状のままというふうになりますけども、ただ、今後の発注以降の施工状況を見守りながら、施工する場所としない場所の表面の堅さに違いが生じた場合、利用者にとっての不便、また安全性に欠けるかどうかのその辺を見極めまして、必要に応じて表土を均質化することも検討してまいりたいと考えております。また、今回の工事が終了しまして、来年以降につきましては、なるべく安全で便利な野球場として使用していただくのが望ましいことから、教育委員会の中でも教育課のほうと調整して、なるべく安全に使っていただきたいというふうに検討していきたいと考えております。

○議長（丸 昭君） 次に、猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 市民文化会館を今の市営野球場につくるということで、市民の皆さん方には、しばらく野球場を使えないということで大変なご迷惑をおかけするということになります。ただ、その代替措置として、ただいまお話になっています北中のほうでできるだけそれを補てんするような整備をしていきたいと思っております。

今、お話がありました本式の野球場をどういうふうにするのかというようなことでございまして、これは私は、市民文化会館の後に早急に取りかからなければならないなというふうに思

っております。今の市営野球場も正式な野球場ではありません。センターは足りないということでありますので、どういうような形のものが、つくるならやはり正式な野球ができる、例えばセンターであれば120メートル、両翼90メートルというような基準がありますから、これらをクリアできるような野球場の確保というのは必要だと思います。

どこの場所につくるかというのは、今、庁内の内部ではいろいろ案を考えております。ただ、そういういろいろな案の中で、本市は、非常に塩漬けの土地を持っています。この塩漬けの土地を、やはり私は早く活用するというのが、これは原則であろうと。今の塩漬けの土地も相当のお金を出して手当をしていたというような経緯もございますので、こういう塩漬けの土地をプライオリティーを強く持って、高いプライオリティーで、そういうものから検討すべきじゃないかなというふうに思っております。

ただ、本市の地形上、なかなか平坦なところがございませんので、そこら辺をどういうふうな造成の仕方をするのか。一つのやり方として、従来から本市では自衛隊にいろいろお願ひをしている。武道大学もそうですし、そのほかこの庁舎も、たしかこの場所もそうだと思いますし、大沢の道路も自衛隊にお願いしたこともありますので、自衛隊がそこら辺幾つかやってもらうには、いろいろ条件があるようでございまして、ただ、自衛隊がやってもらうと、非常に経費的には安く上がるというのがあるんで、そこら辺を使えないかどうか、こういうことも内々検討しているところでございました。

いずれにしましても、塩漬けの土地を優先順位で使えば、それをうまく活用して、野球場の用地、また野球場以外にも、いろんなものをそこで整備できないだろうか、複合的な施設として使えないだろうかというふうなことも含めて、現在、検討しているところでございます。

そこら辺がはっきりし次第、議員の先生方にはお示しをしたいと思っております。

○議長（丸 昭君） 午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 私からは、議案第42号 平成24年度勝浦市一般会計補正予算について2点お伺いします。

まず1点目、23ページ、総務管理費の中の情報管理費KAPPYセンターについてお伺いします。先ほど市長のほうからKAPPYセンターの名称について修正するつもりはないというお答えでしたけれども、私も、この施設の名称は、誰が見ても明らかにわかる名称にすべきと思います。名称というものは目的がわからないと意味がないですから、名称としてしっかりと勝浦観光交流センターとしてつけた上で、別名の愛称としてKAPPYセンターとしてつけるのはわかりますけれども、KAPPYセンターのみでは、少しまずいかなというふうに思います。例えば千葉市でも千葉市科学館というしっかりした名前があった後に、愛称としてきぼーるというふうにつけているのが一般的であって、あくまでしっかりと目的がわかるものにすべきというふうに考えます。修正するつもりはないとのことですが、修正したほうがいいと思いますので、この辺について市長のお考えをお聞かせください。

2点目、29ページの保健衛生費、環境衛生費の中の緊急雇用創出事業、業務委託料についてお伺いします。今回の予算で河川環境状況調査等業務委託料と不法投棄監視パトロール業務委託料、合わせて2,030万円が計上されておりますが、この委託について、調査に当たっては、専門的な知識を有する業者、つまりしっかりと有効なデータあるいは成果を残せるような専門的な調査を行うことのできる専門知識とノウハウを要した業者に業務を委託しなければならないと思いますが、この委託の業務の概略と業者の選定方法について、詳しくお聞かせください。以上2点、お願いします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） KAPPYビジターセンターという名称の関係でございますけれども、今、千葉市の例が出されました。千葉市は、あの建物の中に、いろいろ複合施設になっておりますから、中に千葉市科学館も入っていますし、たしか産業支援センターも入っていますし、いろいろな施設の中にそういう名称が入っています。あの建物は、いわゆるきぼーる、全体はきぼーるというふうにみんな呼んでおります。きぼーるの中の千葉市科学館というような形ですから、今回のような単体の施設の名称とはちょっと違うということです。ここら辺は勝浦の観光交流センターということでもあれですけど、いろいろ今KAPPYで売り出しているから、私はKAPPYビジターセンターというと先ほど言いましたように、KAPPYビジターセンターというのはちょっと長いなと思いますから、通称KAPPYセンターというものがだんだんなんじんぐれば、ちょっとKAPPYセンターに行こうぜという感じになろうかと思いますので、ここら辺は、あそこは観光交流施設だなというふうに思う、いわゆるKAPPYビジターセンターでもよろしいのかなと思っております。特に変えることは思っておりません。

○議長（丸 昭君） 次に、関生活環境課長。

○生活環境課長（関 富夫君） お答えいたします。初めに河川環境状況調査と業務委託料の概略をお話しさせていただきたいと思います。まず、趣旨でございますけれども、浜勝浦川等の河川の汚れの原因を調査いたしまして、または、水質浄化のための実験検証を行いまして、今後の対策に反映させるとともに、河川及びその周辺を清掃することなどによりまして、河川環境の向上を図るという目的、趣旨を持っております。内容的には、浜勝浦川等というふうに今、申し上げましたけれども、等は、浜勝浦川の上流に川端川という河川もございます。その河川を含めまして、流域のほうが約90ヘクタールございますけど、その90ヘクタールの市街化となっている区域の生活排水関係、これを処理状況はどうなっているか、または、合併浄化槽、単独浄化槽、くみ取り浄化槽、その辺をアンケート等で調査してまいりたいと思っております。およそ1,000件ほど調査予定をしてございます。

また、それぞれ家庭から流されてくる排水関係が、どのような経路をたどって浜勝浦川のほうに流入しているか、またその経路ごとにどのような水質になっているか、その辺を調べまして、これは個々に細かく調査するということではなくて、街区ごと、ブロックごとにどのような水質になっているかということを調べていきたいと考えております。

また、直接浜勝浦川のほうの浄化の関係で、試験的にマイクロバブルという細かい泡が出る装置があるんですけども、大体2メートルぐらいの深さのある川ですと、泡が水面まで上がってくるのに、大体1時間ぐらいかかるって上昇していくというような機械装置、泡らしいんですけども、そういうものを設置していったりとか、バクテリアを元気にさせる薬剤ですけど、

ドクターフーズという薬剤を散布するということでやってきました、浄化についての実験とか検証を進めていきたいというふうに考えております。

さらに河川、浜勝浦川の周辺と浜勝浦のほうなんですけど、清掃関係を実施していきたいと考えております。なお、その清掃に関しましては、ボランティアとかそういう話もありますけど、そういうことではなくて、この業務で緊急雇用による人たちを使って清掃するということの清掃でございます。

あと、もう一つのほうの不法投棄監視パトロールについての概要でございますけれども、これにつきましては、まず勝浦市内の国県道、市道、あと赤道関係がございますけど、そういう公道上に落ちてありますごみを拾っていきたいと思います。まず、道路上のごみですとか、その周辺のごみ、いわゆる家庭ごみとか、ポイ捨てをされているようなごみをまず拾っていきながら、パトロールを実施していって、環境の美化に努めていきたいというふうに考えているような内容のものでございます。

次に、河川清掃の業者の選定方法ということでございますけれども、これについては、公募型のプロポーザルを考えております。また、不法投棄パトロール、こちらにつきましては、セキュリティー関係の業務を行っている業者を選定いたしまして、その中から選んでいければなというふうに考えております。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 29ページの河川状況調査委託料についてお伺いします。選定の方法で公募型のプロポーザルということでしたけれども、そうすると、登録されておる業者の中から選ぶということだと思いますが、現在、登録している業者の中にこうした専門の調査あるいは清掃等を行える業者がおられるんでしょうか。この登録している業者の中にこうした専門的な業務を行うことのできる業者がいない場合はどうされるんでしょうか。

もう一つ、今月中の清掃の日程は、まだお決まりでないのでしょうか。もし決まっていたらお聞かせください。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関生活環境課長。

○生活環境課長（関 富夫君） お答えいたします。公募型のプロポーザルにつきましては、特に指名参加関係の登録がなくても参加ができます。

今月中の清掃につきましては、申しわけありません、まだちょっと決まっておりませんので、決まり次第、ご報告をさせていただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 最後に、業者公募の時期だけお聞かせください。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関生活環境課長。

○生活環境課長（関 富夫君） お答えいたします。10月中を予定しております。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。磯野議員。

○1番（磯野典正君） 私のほうからは2点質問させていただきます。35ページの土木費の中の道路橋りょう維持費杉戸1号橋ほか5カ所とありますが、この場所だけ教えていただきたいと思います。よろしくお願ひます。

もう一点は、さっき刈込議員からも出していましたが、市営野球場代替施設整備事業についてなんですが、先ほどの話を聞いている中で、北中学校の生徒に関しては送迎バス等を用意して

部活動に対応するとあるのですが、そこが市営野球場の代替施設となつた場合には、一般の方が、学校、施設の中に入つてくるという環境になると思うんですが、例えば今利用しています国際武道大学のソフトボール部の方々は、平日の夕方の時間帯にいつも練習しているわけですが、その辺の兼ね合いとか、一般の方が学校の施設の中に入ることに関して、立て看板で入らないでくださいという促しをされているかと思うんですけれども、その辺の関連をどうしていくのか。あと、先ほど三塁側のほうに4.7メートル、長さ51メートルのネットと言っておりましたけれども、あそこはテニスコートがライト寄りにあるんですけど、あそこに関しては、普通に中学生でもボールを打つてテニスコートに入つてしまうという環境であります。そつちのほうもネットとかを立てないと、今度テニスをやっている生徒たちにも影響が出てくると思うんですが、その辺について教えてください、お願ひします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。橋りょう工事の場所ということでございますが、こちらは堆積の状況にもよりますけれども、杉戸で杉戸1号橋、中里で下川橋、中倉で滝沢橋、中島で中島橋、小羽戸で小羽戸1号橋、宿戸で下川橋ということに予定をしております。

○議長（丸 昭君） 次に、菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。まず最初に、今回、整備する野球場の使用につきましては、平日は、野球愛好家の方には使用は遠慮していただきたいというふうに考えております。ただいま議員の質問の武道大学のソフトボール部、確かに今の市営野球場で、平日、毎日のように使用しております。平日については、義務教育の施設でございますので、学校教育のほうを優先させていただきたいと。かといって、武道大学のソフトボール部の皆様につきましては、今、国際武道大学の総務課の課長のほうから、何とか手当ができないかということで、武道大学は武道大学なりに、私のほうは私のほうなりに、どこかいい場所はないか、その辺を検討しておるところでございますけれども、当然、市外での野球場の施設ということになると思いますけれども、一つの選択肢としましては、御宿町に野球場がございますので、その辺が、以前御宿町の職員と協議した中で、ある程度平日の使用も可能であるというようなことを伺っておりますので、具体的に、武道大学のソフトボール部あるいは野球協会以外の方たちが平日使用する場合もあわせまして、市外になりますけども、市外の施設の関係者と引き続き協議してまいりたいと考えております。

また、もう一つの防球ネットの関係でございますけれども、確かに今回、野球の試合をするためには、何らかの特別ルールを設けていただいて行つていただくということになります。そこで、1塁側の先ほどのテニスコート、日曜日でも確かにテニス部の生徒さんたちが練習しているということで、この前、北中学校の校長先生と協議した中で、土曜日、日曜日は、荒川テニスコートを使用していただいているということありました。最近は、北中学校のテニスコートを使用しているということを聞いておりますけども、私のほうでテニス部の生徒さん、監督、校長先生のほうと引き続き荒川テニスコートを来年の4月以降も使用していただくということで、テニス部の方たちの安全性を考慮いたしまして、荒川テニスコートはすばらしい施設でございますので、そこで練習をしていただきたいというようなお願ひを引き続きしていきたいというふうに考えております。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はございませんか。磯野議員。

○1番（磯野典正君） 橋りょう維持費のほうに関しましては、わかりました。

野球場のほうは、例えば今お話があった武道大学のソフトボール部の皆さんと、今度御宿のグラウンドをしようしてもらうという話になった場合には、今の条件とは全く違ってくると思うんですね。学校からすぐ近くのグラウンドを利用していた学生たちが、今度御宿のほうを利用するとなると、市外の人の利用の仕方になるわけですから、使用料も変わってくると思いますし、その辺に関しては、例えば何かしらの補てんをするのかとか、それは大学側に全て任せてしまうのか、その辺も教えていただきたい。

部活動優先だという話の中で、テニス部の生徒に関しては荒川を、あそこにコートがあるのに、荒川のテニスコートを使ってもらうというようなお話ですけども、荒川のテニスコートだって、土曜、日曜は一般の方が利用されていると思うんです。そうした場合に、今度はどっちを優先するのか、どんどんどんどん形としたら、部活動優先だと言いながらも、今度は一般の方々が使用しにくくなるテニスコートというのを考えられると思うんですが、中学生に関しては、あそこにテニスコートがあるわけですから、それを利用できるような環境で考えたらいいんじゃないかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。武道大学のソフトボール部の、例えばということで御宿の野球場というふうな答弁をさせていただきましたが、使用料につきましては、今後武道大学あるいは教育委員会の中でその辺を精査してまいりたい、検討してまいりたいというふうに考えております。

もう一点の、北中学校のテニス部の皆様の土日の利用の関係ですけれども、今の荒川テニスコートの利用状況の中で、一般の方と北中学校の生徒たちのどちらを優先するかというようなお話、ご質問ですけれども、現在、どちらを優先するというようなことで特にトラブルは発生していないというようなことを管理人から聞いております。

荒川テニスコートを北中の生徒が利用している中で、生徒たちが、義務教育の中で、使用した後の整理の仕方、あるいは利用の態度、その辺については非常にまじめに取り組んでいただいているということで、管理人も好印象は与えております。そういった中で、私どものほうとしては、どちらを優先するかというようなことは、今の段階では申し上げられませんけれども、今のところ、利用状況につきましては特にトラブルはないというような状態でございますので、今後におきましては、その辺のところを慎重にトラブルが起きないように検討して、今の時点ですけれども、荒川テニスコートを北中のテニスの場として利用していただければというふうに考えております。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 先ほどの29ページ、緊急雇用創出10分の10の補助金の中の河川の1,500万円、この件につきまして、浜勝浦川ほかと言ひながら、実際勝浦市も従来から7河川、水質調査をしながら予算を計上し、毎年やられている問題があろうと。その中で、浜勝浦川の汚染はちょっとという問題の中から、この事業の中で90ヘクタールの1,000件の住宅地をブロックごと、あるいは区域ごとに調査をやる。それは、業者のプロポーザルの中でする中で、当然マイクロバルですか、BOD、CODの問題、酸素活性炭の問題の中でそういうものを当然考える中であるんでしょうけど、計上するからには、ある程度、課のほうでもその辺の問題を突き詰めな

がら、これを計上されてきているのかなと、私は考えるんです。そうしたときに、実際、浜勝浦川も部原の稻子川についても、当時から私も議会で質問した件もあると思いますけど、汚染状況は武大の排水も当然流れる中、前の議事録を見ていただければ、その中にも海産物等の奇形類とかいろんな面での影響があるのかなというの漁師から聞いています。そういう中で、第1条件は、浜勝浦川の問題もありますけど、この緊急創出の10分の10の補助の中で勝浦全域の環境問題の汚染をどう対処していくか、その辺はどのように図っていくのか、ご回答願いたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関生活環境課長。

○生活環境課長（関 富夫君） お答えいたします。他の7河川及び稻子川関係の汚染に関しましても、今後どのようにというご質問だと思いますけども、今回は、先ほどの説明のとおり、浜勝浦川流域ということで、その地域に絞った内容でございます。それにつきましては、非常に前から河川の汚濁が非常に激しいと。また、勝浦市街地への入り口、玄関ということで、観光客の皆さんの中にも、非常に目に映るということで、そこに特別というか、以前から検討している中での今回の予算の措置でございますけれども、ほかの河川につきましては、当面の間は、これまでどおり水質調査を行っております。それは当然引き続き行うということで、いろいろご意見をいただきましたことにつきましては、今後また改めてそういうところについても検討していかなければいけないと考えております。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） それと、2番目の不法投棄のパトロールの530万円です。この530万円の件もパトロールする問題と、不法投棄に対する、これは県創出のもの、パトロールと河川とでこの辺の予算配分が分かれているのか、例えばある意味で、実際市民一人一人が周辺のごみ拾いでも、1日清掃もあるんでしょうけど、その辺でも、当然紹介しながらあろうかと思うんですけど、シルバーもそういう面で行政に力をかされている面もある中で、安価にこの辺の配分的な方法で、この不法投棄の問題、パトロール等ができるものであればどうなのかなど。1業者にセキュリティーですね、1業者に任せて、ただパトロールで見て、県の車でも勝浦の車でも回っているんでしょうけど、その辺どうなのかなと思う面、また、年間、委託料を全額じゃなくにしても、支払っていくのはいかがかなという問題があるので、その辺はどうお考えなのか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関生活環境課長。

○生活環境課長（関 富夫君） お答えいたします。不法投棄の監視パトロールの関係でございますけど、先ほど概略ということで、簡単に説明してしまったんですけれども、この業務につきましては、契約後に、週5日、月曜日から金曜日ぐらいまで、パトロールとごみの収集を兼ねましてやっていく予定です。それで、毎日毎日、収集したごみ関係につきましては、市役所まで持ってきていただきまして、そのごみがどうなっているか、あとは、清掃センターのほうに処分する関係がございますので、その辺を見極めまして、ごみを確認の上収集していく这样一个方法でやっていきたいというふうに考えているところです。ちなみに緊急雇用のほうで雇用されるのは3人を予定しております。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） またもとへ戻りますけど、浜勝浦川の問題に対して、確かに水質の各個人宅から出ている浄化槽の処理方法あるいは管理方法、この辺を実際、ブロックしても、ある程度、

調査入ればどうなのか、また、年間1回、その辺のくみ取りがどうなっているのか、その辺の問題から、まず根絶していかなければいけないのかなと。その辺では、非常に感情的なものも住民との問題もありますけど、その辺を十分理解していただきながら、浜勝浦川の汚染は少しでも解消していかなければいけないのかなと思っております。

そして、この後、不法投棄に関して、実際、私の所有しているところにおいても、タイヤを投げられているものがあつたり、その辺を3人の監視員がどのようにしていくのか。今、私も部原を歩いているんですけど、あの国道下のトンネル内にもごみが落ちている面とか、あれを拾ってやろうと思って、いまだに私もまだ拾っていないんですけど、相当のごみが落ちている。そういうものも全部あつたときに、3人の方が、乗用車なのか軽トラなのか、勝浦市が軽トラを出して、その辺をどうするのかも出てこようかと、勝浦全域90平方キロメートル、広い範囲あるわけです。当然、農地も含めるんですけど、やっぱり観光客も入っているのだから、相当のごみが出る。その辺をどのように対処、そういう大きな素材まで、どのようにしていくのか、あろうかと思うんですよ。缶や紙くずというか、そういう袋関係の問題じゃなく、素材的なものはどうしていくのか、それをお答え願いたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関生活環境課長。

○生活環境課長（関 富夫君） お答えいたします。初めに浄化槽関係のことでございますけれども、浄化槽関係も生活排水ということで、浄化槽の管理関係を、それぞれ単独合併の関係の点検ですか、清掃について、決まったやり方はございますけれども、実際どの程度でやられているかどうかということも、このアンケート調査のほうで角が立たないような形でやっていきたいと思っております。

あと、ごみの収集でございますけど、これについては、まず道路上のものと、道路からさほど遠くに離れていないごみを収集していきたいというふうに考えております。また、既に対応等が落ちているものということでございますけれども、それは監視員の方々がその都度、日常の業務の中でご連絡いただけるときがあるんですけど、その辺につきましては、職員のほうで対応できるものについては職員のほうで回収させていただきまして、対応のできないものは、まとめて業者等とともに対応するというような形で、現在対応しております。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。土屋議員。

○13番（土屋 元君） それでは、質問させていただきます。33ページ、商工業振興費、普通旅費98万3,000円と補助金100万円、同じページの観光費KAPPYビジターセンター管理運営経費、これについて質問いたします。

さつき順番が逆でKAPPYビジターセンターのことについてお聞きしますが、先ほどの質問で答弁漏れ的なものがあったから、それをあわせていきたいんですが、1つは、市民向けの講座教室塾というのを条例の中に入れてくれますかどうか、これは答弁漏れだよ。だめだよ、きちんと質問したことに答えてくれなくちゃ。

それから、職員の常時2名まで答えるがきました。昼食交代はどうするんですかに答弁してくれていない。2人で同時に休むのか、食事に行っちゃうのか、1人ずつ交代で職務させるのかということも、方法があると思う。あるいは、ドアを閉めちゃうとかね。いろいろ方法があると思いますが、これについてお聞かせ願いたいと思います。

もう一点のグランプリ全国大会あるいは関東大会の旅費と補助金の関係という中で、この事

業に対する関係ですね。この中で過去、タンタンメン船団まちおこしについて補助金を出していますので、直近でいいですから、経済効果、当然捉えていると思いますので、今回の2,700万円のマーケティング、調査の中に入っていますよという答弁は、それはまた別の話で、当然担当課としては、きちんと波及効果推計を進めているというふうに思いますので、それについて、わかる範囲で、今このぐらい経済効果がありますよということをお聞かせいただきたい。以上、3点です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。玉田観光商工課長。

○観光商工課長（玉田忠一君） お答えいたします。まず、事業内容でございますけれども、市民向けの講座等について条例の中に入れる考えはあるかというご質問でございますけども、市民向けの講座等の事業につきましては、今後、センターを運営していく中で検討していきたいというふうに考えていますので、条例の中に入れる考えはありません。

次の職員体制、これにつきまして、常時2名で対応ということで、先ほどお答えしましたけども、昼等については、交代で当然やるべきであって、閉める考えはありません。

次のタンタンメン船団の事業活動に伴います経済波及効果につきましては、現在のところ出しておりますません。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。土屋議員。

○13番（土屋 元君） 条例の中に入れる検討はするけど、入れることはありますと。それは模範答弁じゃないの。要するに検討して、第13条、この条例に触れるもののほかには、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めると。こういうことを含めて検討したいと思うのは、私の質問に対する期待感のある答弁なんですよ。そのために13条を予定しているんです、それが1点。

常時2名のほうはわかりました。

それから、なぜこういうことを熱意を込めて言うかといいますと、銚子市が観光に特化して、銚子が昨年定例記者会見までやって、各事業を新聞紙上で発表しているんです。そして、イワシ祭り、生マグロ祭り、金目鯛祭り、それぞれ1回ずつ、年3回やっている。もちろん、銚子観光のおもてなし心の講座、年11回。そして、講座が基本的には観光関係者対象なんだけど、ここが問題だけど、観光に興味のある市民、実は観光なり興味のある市民はおもてなしもあるほうです。全く無関心な市民をどうするかが一番の課題なんです。というのは、この勝浦のお祭りで、駅からどんどん歩いてきます。そして、私は、遭遇しませんでしたけど、「土屋さん、ひどいよ」と。「何がです」、「観光客が来て、お祭りの格好している人に、この辺で喫茶店ってありますか」、「ねえよ、そんなもの」って。あるんですよ、近くに。富士パチンコの前にジャオとかね、あるんですけど。あるいは朝市に行く川島通りのところにも喫茶店がある。教える気がないという。一番は、さっき市民講座が必要だというのは、興味ある人はおもてなしの心を持っているんです。わかりますか、ない人をどうするかなんだから、そういう人に講座をつくって引っ張るような中で何とかするということが必要だから入れてくださいと。それは第13条の中で、今後、市長を中心に検討していただけることを期待して、それ以上は言いません。

それから、タンタンメン船団のことなんですが、富士宮市、9年間で経済効果439億円、9回やってですよ。これはメンの製造からやきそば店とか、キャベツだ、肉かすだ、ソースだつて、全部出して、9年間で439億円の経済効果。まちおこしから、勝浦のいろんな特産、そういう

素材を効果させるため起こしているわけでしょう。補助金出して、タンタンメン船団も熱くPRして増えているわけです。だから、そういう数値を伴って、これだけの効果があるんですよというような計測指標を持たなければ、ただマーケティング専門家に任せればいいという思いでは、やっぱり自分たちも租税効果をつかむという、その意識が必要だということです。それについては、今後、検討してくれて、市長、副市長が熱血になってということを常に期待して、質問を終わります。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

○5番（渡辺玄正君） 一般質問でも触れさせていただきましたけれども、39ページの災害対策費の中の避難道の整備、今回、避難道の整備が勝浦中学校を初め2,100万円のっているわけでございますけれども、避難道について、地域の緊急の避難、当然今回、地震、津波におけることがやはり影響していると思うんですけれども、地域の自主避難、避難指定されていない、市として指定していない緊急の避難所、いわゆる高台にまず上るということは、各地域でそれぞれ出ているはずでございます。たまたま指定した緊急避難所が高台である場合には、勝浦中学校というようなところは高台にありますから、緊急に避難をした場合、そこで2次避難ということはない。緊急避難所に指定されていない地域の自主避難地、これが届けられていると思うんですけれども、この場合、避難道の整備というようなことも、今後は考えられるのかどうか、その辺を聞かせていただきたい。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。佐瀬総務課長。

○総務課長（佐瀬義雄君） お答えいたします。津波の避難場所ということでございますけども、確かに、昼間であったり夜間だったり、いざというときに高台へいち早く逃げるためには、その整備が必要です。といいますのも、再三触れますように、障害者であるとか、お年寄りであるとか、全体的に弱者と呼ばれる方が種々おります。それらを踏まえて、基本的には各地区から要望のあった箇所を精査いたしまして、ただいま順次整備中であります。今後におきましても、各区の自主防災組織あるいは区長等々、お話を伺いながら、順次整備を進めて、なるべく万全を期したいというような考えでおります。

○議長（丸 昭君） 午後1時まで休憩いたします。

午後零時00分 休憩

午後1時00分 開議

[2番 鈴木克己君退席]

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

○5番（渡辺玄正君） ただいま各地域における基本的避難地、こういったものを検討されていくようなご答弁でございました。ぜひこれはお願いしたい。地域の自主避難ということで、緊急避難地と緊急避難所というのも性格をきちつと位置づけていただきたいと思います。緊急避難所が近場になって、ちょっと離れておると。洪水とかそういった場合には、平地の小学校とか体育館、そういった指定された場所で用は足りるわけですが、津波の場合には、それでは用は足さないと。いわゆる自主避難を高台に求めるということで、各地域で細かく緊急避難地が位置づけられておりますけれども、市ほうでも、緊急避難地という位置づけをきちつとしていただき

きたい。この緊急避難の場合には、第1次避難地が高台にあって、緊急避難所と同時に指定されるような施設がある場合には、それでいいわけでございますけれども、高台に何もないというところに上った場合、各地域で出された避難地の避難等の道路の管理というのもきちっとしていただかないと、この緊急避難地の役をなさないという場合が出てくるのではないかということを危惧するわけでございます。この緊急避難地の位置づけを、当局ではどのように考え、そしてこれも緊急避難地の整備をこれからも手がけていくということでおよろしいかどうか、その辺、いま一度ご答弁を願います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。佐瀬総務課長。

○総務課長（佐瀬義雄君） お答えいたします。緊急の場合の避難場所ですけども、各地域から出ております津波避難場所、これにつきましては、民家であるとか、お寺さんであるとか、神社、場合によれば民地、さまざままでございます。これらも緊急的に命を守る、時間を争う場所として非常に有効で必要不可欠と考えております。この位置づけにつきましては、ただいま勝浦市地域防災計画が見直し中でございますので、再度、位置を確認しながらその位置づけについても、できれば定義つけをして、当然看板の設置であるとか、行くまでの道路の整備、お年寄り、障害者がおりますので、それらを総合的に精査をして、喫緊の課題でありますので、なるべく早い時期に整備を進めていきたいと思います。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） そうしましたら、私のほう、あと委員会のほうでやりたいと思いますので、1点だけ。39ページの防災メール配信事業につきましてお聞きします。今年度当初予算の中に防災メール配信事業という形で103万4,000円が上がります。この防災メールに関しては、事前に登録していただいて、登録された方に対して市民向けの配信、あるいは消防団員向けの配信、あと、市役所職員の参集等に受ける配信の防災メールが当初予算に計上されているんですけども、この9月補正の防災メールに関しましては、同じ防災メール配信事業ということで、事業名は同じなんですけれども、こちらに関しては事前登録ではなくて、エリアメールの配信の事業だと思うんですけども、1点、危惧することが、例えば災害時において携帯が使用できない状態、電波が入らない状態とか、3.11のときもそうだったんですけど、携帯が全くつながらないような状況において、メールも送受信できないような状況においても、このエリアメールが届くようなものになるのか、その辺をちょっと危惧するんですけども、それについてお答えいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。佐瀬総務課長。

○総務課長（佐瀬義雄君） お答えいたします。今回、防災メール配信事業として21万9,000円計上いたしました。この防災メールの配信事業ですけれども、これまで、登録されていましたメールアドレス、そのアドレス先に送信しております。これまでといいますか、今現在やっております、今後も続きます。それに加えまして、エリアメールにつきましては、指定されたエリア、例えば勝浦市であれば勝浦市のエリア、市町村境ははっきりはいたしておりませんけれども、そのエリアの電話回線業者、NTTドコモ、KDDI等々ございますけれども、そのエリア単位内の携帯へ、一斉に送信するサービスでございます。例えば、市外、県外から観光客が本市にイベントに来られているといった場合に、登録していません。そういう方を網羅といいますか、いざというときに一方的に、勝浦市に来ている方に対して携帯に流すわけです。こ

れが使えなくなった場合ですけれども、現在、そこまでは想定はしておりませんけども、事業者の機能が維持できていれば、当然ながらメールは配信されるということでございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 登録制の防災メールと違いまして、そのエリアにいる人に対しては通知できるのが今回の補正の防災メールかと思います。せんだって、フィリピン海、フィリピンを震源地とする地震があつて、日本の沿岸部に、50センチという津波警報も出ましたけれども、あのときに御宿町のエリアメールを勝浦の中でも受信したということもありますので、特に市民の方に関しては登録制の防災メールにおいて避難勧告あるいはいろいろな防災、津波、緊急時の通知は行くと思いますけれども、観光客であつたり、それが日中、夜間、早朝、いろいろあるかと思いますけれども、そういったときに、勝浦ではエリアメールによって危険の事前予告ができるということになろうかと思いますけれども、もう一点だけ確認で聞きますけれども、このエリアメールの配信に関しては総務課の消防防災係において各通信業者に依頼をして送信するような形になるのか、誰経由でどういった責任のもとに発信をするのかという部分だけお聞きしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。佐瀬総務課長。

○総務課長（佐瀬義雄君） お答えいたします。このメールの仕方でございますけれども、電話事業者と、当然契約いたしますけれども、現在行われております防災メールに連動いたしまして、基本的には業者のほうで自動的に津波注意報・警報あるいは地震速報が流れるようになります。それに加えまして、市のほうで避難指示とか勧告という付加機能、それは市のほうで行うんですけども、そういうことも可能でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 今の総務課長のご答弁ですと、事業者さんのほうが主体になって送るというふうに聞こえてしまったんですけども、例えば津波警報が発令されたとします。その場合に、当然テレビを見ている人、ラジオを聞いている人は、事前に速報で津波が来るということを周知できると思うんですけども、できない場合、テレビを見ていない、あるいはラジオを聞いていない方に対して、このエリアメールというのは非常に有効な情報の伝達手段だと思うんですけども、その場合に、津波が来ますから避難所に避難してくださいという、このエリアメールを発信するときに、例えば総務課長が事業者に依頼をして、事業者経由で送るのか、先ほどの答弁では事業者が主体性を持って事業者が送るよう、私は聞こえてしまったので、その辺の部分をもう一度確認の意味でお聞きしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。佐瀬総務課長。

○総務課長（佐瀬義雄君） お答えいたします。エリアメールですけれども、基本的に気象庁の発表する緊急地震速報、津波警報、災害避難情報、こういったものがありますけども、これにつきましては、自動的に流れます。ただ、市が避難勧告、命令を出そうとした場合には、市のほうからそういった情報を流す手続が必要です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第42号は総務常任委員会へ、議案第43号、及び議案第44号、以上2件は教育民生常任委員会へ、そ

れぞれ付託いたします。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第45号ないし議案第49号、以上5件を一括議題といたします。

本案は、議案第45号ないし議案第48号、以上4件は、いずれも決算認定について、議案第49号は利益の処分及び決算認定についてであります。既に提案理由の説明、並びに当該決算審査意見の報告も終了しておりますので、これより直ちに質疑に入ります。なお、質疑に際しましては議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 特別委員会もございますので、1点だけ質問させていただきます。議案第49号の水道会計の利益の処分についてでありますが、決算書の6ページに処分案が建設改良積立金に5,000万円、減債積立てに190万円の提案がされておりますが、水道会計の利益というのは、そもそも利益を出すために行われている事業ではないかと思うんですが、過去をさかのぼって剩余金が生まれ、それらが処分されているかと思いますけれども、さかのぼってこういう剩余金がどのように生まれて、どのように処分されてきたか、これについて伺いたいのと、本来、水道料金が余りにも負担が重いということで、市民はこの負担の軽減を望んでいるわけですが、優先的な政策としては、水道料金の引き下げということが必要であろうと思いますけれども、今回の処分は建設改良積立金への積み立てということで提案されておりますが、水道料金の引き下げという市民の願いに応えるそういった点との兼ね合い、その点については、今回の提案がどのように判断され、どういう理由でこういう提案になっているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。西川水道課長。

○水道課長（西川一男君） お答えいたします。議案第49号の利益の処分の関係でございますけれども、この利益の処分につきましては、平成23年5月2日に交付されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、地方公営企業法等の一部が改正されました。今回の法改正につきましては、公営企業法第32条及び第32条の2につきまして、利益の処分に伴う減債積立金及び利益積立金の積立て義務が廃止されまして、利益の処分は各自治体の条例または議会の議決により行うものとされたところでございます。本市といたしましては、年度末決算におきまして生じた利益の処分につきましては、従前どおり減債積立金及び建設改良積立金に積み立てることといたしまして、議会の議決をもって処分することにつきまして決裁を受けまして、9月定例会に提出したものでございます。

あと、建設改良積立金の流れといいますか、経緯でございますけども、今回平成22年度末で建設改良積立金の残が5,816万7,306円ございました。今回、5,000万円を積みまして、当年度、23年度でございますが、資本的収支の関係で処分を3,103万927円処分をいたしまして、現在、23年度末残高が7,713万6,379円となっております。

また、水道料金の引き下げに、この利益処分の活用をできないものかどうかにつきましては、水道事業会計の4条予算でございます資本的収入及び支出の関係でございますが、これにつきましては、毎年度資本的収入に対しまして資本的支出がかなり上回っております。資本的支出

を埋めるために、毎年度建設改良積立金等を取り崩して充てております。そういう関係でこの建設改良積立金をある程度積んでおきまして、翌年度の資本的収支のほうに充てているのが現状でございますので、水道料金の引き下げに充てることにつきましては、現在のところ、厳しいものがあるものと思います。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 施設の老朽化等でそういう費用がかかるというのは、当然かかることだと思いますけれども、23年度のみならず長期的な展望なんですけれども、水道料金を前に大幅な値上げを行って、そして、毎年剰余金が生まれるような状態になっているかと思うんですけれども、今後、料金改定、値上げも含めてですけれども、そういう見通しのもとにどういう方向に進んでいるのか、現在のところ、23年度決算を見て、剰余金が生まれているわけですから、これがこのまま推移すると見ておられるのか、あるいはそうではなしに料金改定の引き上げというような判断、そういうことも見通しとしてはお持ちになっておられるのか、私、負担の軽減ということを図る上で、今後の見通しについて、どのような点、施設の老朽化の状況も踏まえた見通しをどのようにお持ちになっているかをお尋ねしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。西川水道課長。

○水道課長（西川一男君） お答えいたします。今後の見通しでございますけれども、平成24年度予算につきましては、予算書上では利益剰余金のほうにつきましては2,000万円少し当初予算に計上してございます。今現在、水道企業3条予算、いわゆる収益的収支につきましては、8月までの状況を見ますと、ほぼ予算どおりの給水収益が入ってきております。

また、水道事業につきましては、給水収益が事業収入全体の96%以上を占めているわけでございますけれども、今後の状況につきましては、年々有収水量が減少、平成16年度をピークに減少している中で、大きな給水収益の増加は見込めないものと思われます。

平成24年度におきましても、業務改善といいますか、佐野浄水場の全面委託等によりまして、職員が2名減等を行いまして、経費の節減等に努めているわけでございますけれども、値上げ等につきましては、今後の状況、給水収益等の状況を見ながら検討していきたいと考えております。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 私からは議案第45号 決算認定について、お伺いします。平成23年度の決算に係る意見書、37ページからの「むすび」の中で23年度の事業についていろいろと触れられておりまして、総括として、「市民福祉の維持向上と市政の発展を図るための行政各般にわたる施策事業の実施に努力されたことが認められる」とあります。私も事業の成果については認めておりましおり、市民の間でも勝浦市の未来への明るい展望が少しづつではありますけれども、広がっているように感じております。

しかし、一方でまだまだ財政上の問題もかなり多く残っていることも事実です。そこで2点お伺いいたします。今後の行財政運営に当たって、市税、国民健康保険税の未収についてであります、これも「むすび」の中で、職員の努力の跡がうかがえて、少しづつ改善されているとありますが、今後、「未収金の早期回収に更なる努力を望むものである」とあります。今後、どのように具体的にこの問題に取り組んでいくのかお聞かせください。

また、各種団体への補助金についてお伺いいたします。これも「むすび」の中で、漫然と継

続するのでなく、必要があれば廃止、縮小の措置も講ずるとあります、私も平成24年度の予算委員会委員として補助金について見させていただきましたが、ほとんど前年度と変わらないまま補助金が出されているような印象を受けました。適切かつ公平、公正な補助金の分配について、今後、どのように取り組むのか、お聞かせください。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。黒川税務課長。

○税務課長（黒川義治君） ただいま国保税の未収金の回収についてということでございますが、基本的に未収金、全税目に当たってもございます。しかし、特に国保税につきましては、今、しっかりと住民税関係の申告の推進を行っているところでございます。住民税関係の申告がベースとなりまして、国保税算定ができるものであります、各未申告者への積極的な申告の催告と電話催告等で行いまして、その結果、減免されるものは減免されるというような、こちら側からの指導をもって、極力納税しやすいような、また納税者側が不利益にならないような対応を行っているところでございます。また、引き続き、滞納者の調査と申しますか、納税能力があるのかないのか、そういうものも慎重な調査をした上で、納税相談等を行なながら分納誓約等を含めて納税に向けた指導を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（丸 昭君） 次に、藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。補助金の関係でございますけれども、平成20年4月に勝浦市補助金審査検討委員会というものを設置いたしまして、その年の平成20年12月に提言書をいただきまして、その後、補助金につきましては、この提言等の意見等を踏まえながら補助金について検討してまいりましたけれども、ただ、これそのものが既にもう4年、来年になると5年経過するわけでございますので、改めてまた府内的な意見あるいは民間の方々の意見等も踏まえた上で、やはり検討組織等も今後検討していくかなければならないというふうに考えております。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 私からは、283ページ、衛生費の一般廃棄物収集運搬についてと、これに伴う資源ごみ、一応資源ごみの収入、今まで何年かのうちに資源ごみも売却による相当の利益を得てきている。私もちよつと見落としたんですけど、この資源ごみも2,000万円近く来ているのかなと、ちょっと読んだんですけどね。その中で、まず資源ごみについては当然収集業者に払いながら、ここに283ページにもあるように、それだけの利益を得ながら、市民に協力し、また分別を行なながら資源ごみの利益を得ている。そこには当然、5,000万円近く毎年、保守管理に伴うクリーンセンターの改修工事が行われているかと思うんです。意見書を読みますとですね。そういう中で、まずその資源ごみに対する収集しながら、そんなに昔から変わっていないんですけど、結構な、毎年毎年利益も上げて売却代金を上げている状態に努力されている面は非常に感謝する、また市民も喜ぶべき問題だと思います。それに伴うごみ袋の、前から言うように、45リットルで600円でしたか、手数料の問題と、その辺の利益の配分がどうなっておるのか。まず、小売業者のほうに10枚で200円ですか、それを渡している面を当然販売等の問題からそういう取り決めの中で当初から行われた。そのごみ袋も勝浦市のほうで残っている、金銭的な、費用対効果の問題があろうかと思う。そのご説明と、この一般廃棄物の収集に関して、ずっと業者の、実際、随意契約ある中で、当然、資源ごみについては3カ月か4カ月に売却のほうで入札等を行なっている面があろうかと思うんですけど、市場価格によりですね。ただ、随意契

約ですうっと行われているものが、一般廃棄物については、下げる業者の話もあるんですけど、ある一部の業者においては年々随意契約で上がつていったのではどうなのかなと思う面。

そして、給食の配送も、何年か前からの給食の配送に関しても、当時は800万円から上がつていているものが年を追うごとに、むしろ一般の給料はそんなに上がってないのに、委託料だけは何でか知らないけど、上がつてている状態ではないかと思う面もあるわけです。その辺はどうなっているのか、ご説明願いたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関清掃センター所長。

○清掃センター所長（関 富夫君） お答えいたします。まず、随意契約の関係で、徐々に随意契約の金額が上がつてているというお話ですけども、これにつきましては、前年とか今年度でやるべき業務の量とか、その辺についてはデータのほうで出ますので、その辺を整理して業務の契約のほうは進めているわけですけども、あとは、随意契約ということにつきましては、入札の場合、特殊な取り扱いとかがございまして、最終処分の問題ですとか、そういうものも出てきておりまして、随意契約をしなくてはならないみたいなところがあるようです。

○議長（丸 昭君） 次に、藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。一般廃棄物の収集運搬業務委託、あるいは学校給食共同調理場における配達業務委託、これにつきましては、過去に入札担当課である財政課のほうから入札案件に付せないかどうかということで、相当各課といろいろ協議をいたしましたし、検討してまいりました。ただ、残念ながら、指名参加登録をしていただかないと入札に参加ができないわけでありますと、これが市内の業者さんでは、給食が1社、もう一つのごみの収集のほうが2社しかございません。そうなりますと、入札約款からしますと、6社とか8社とか、それだけ集めて入札をやる、そういう規定になっておりますので、そうなりますと、市外の業者の参入ということになりますので、これもやはり市内の企業の雇用の問題とか、今、現状で業務的に非常に問題があるかといえば、2つの業務におきまして、さしたる問題もないということもありますと、入札に踏み切れないというのが現状であります。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 再度、私から求めるものを提示させていただきます。まず、今、財政課長が言うように、給食のほうは配達業務1社しか入札には業者としてはいないと。だから随意契約だと。随意契約で入札の方法はとれないという問題から、その給食の配達に関しても、年々上がつてているんじやないかという方向性を、私は、先ほど聞いた話です。そして、環境課長、まずごみの袋に関する、勝浦市で実質収入としてあるべき姿はどのくらいあって、そして、資源ごみとしても、年々、皆さんのがんの成果のもとに上がつてきているわけですよ、収入が。そういう面から、この一般廃棄物の収集に関しては、業者も努力している中で、むしろ資源ごみの配達関係に関しては、随意契約で求められ、それが年々上がつてきているんじやないかと。その辺を、もしデータがあるんであれば、何年度がどのくらいで、何年度が幾らなのか、そういう中の随意契約、確かに、最終処分場の問題、焼却灰に関しては2,300万円、この辺の焼却灰もどこに持つていているのか、そして、再度、私も広域議員としても、このごみが勝浦市において人口割合から年々増えているのか、増えていないのか、これが将来の広域ごみに関しての建設に当たつての一つの課題もありますんで、その辺もお聞きしたい。そして、この焼却灰も、2回目で聞きますけど、どこにどう持つていているのか、大体何トンぐらい持つていている

のか、それもお伺いしたい。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関清掃センター所長。

○清掃センター所長（関 富夫君） 初めに売り上げの関係、出荷の関係ですけれども、まず、一般廃棄物の処理手数料の管理表でございますけれども、出荷管理表のほうは200円、1枚ごとにかかりまして、23年度では、1万3,533枚ございました。また、300円の分が2万4,573枚、400円の分が4万3,124枚ございました。あと、粗大ごみのほうの処理券は500円でございまして395枚ございます。これについては、決算書のほうの45ページのほうに合計で計上させていただいておりますけれども、一般廃棄物収集分の手数料といたしまして2,752万5,600円、一般廃棄物搬入分手数料といたしまして1,299万220円となっております。

また、資源ごみのほうの最終処分場というお話でございますけれども、これにつきましては、最終的には群馬県の草津市のように搬入しております。量的には焼却灰、これはセメントで固めて出すものですけれども、これにつきましては532トン、トラックで約52台分というふうなデータでございます。

○議長（丸 昭君） 次に、中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） 共同調理場の配達業務委託の件でございますが、費用的には、随契でやつておりますが、昨年と同様でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） もう一点、環境課長に、この資源ごみの収集についての回答を聞いておきたい。この随意契約において、私は2回目で聞いているんですけど、答弁漏れなのか、聞き取れないのか、私の質問が悪いのか。それは別にして、とにかく随意契約の中で上がっているのか上がっていないのか、一般廃棄物については業者のほうも鋭意努力をしているのかという問題もあるし、随意契約ができるものであれば、しっかりと契約の管理もしていかなければなというのが私の願いです。

そして、1点、勝浦市の産廃問題について、当然鶴原の地先の問題も何とか廃棄物処理をできない方向に向けてきたんですけど、私の考えでは、この焼却灰に関して、広域であろうと各自治体の中で、これは相当な論議になってこようかと思うんですけど、考え方として、広域は広域の中で、今の震災地においても、放射能汚染の土壤とかそういう問題の受け入れの問題、いろいろな問題であるんですけど、これからの中は、自分たちの中でこれを処理していくべき問題があるのかなと。一応勝浦は議会でも広域を踏まえてもこの辺の問題を考えておいて、その方向性の中で処理していくのがベターではないか。あるいは広域といえど2市2町の中でどこにどうするのかの問題もあるでしょうけど、自分たちの出したごみを群馬県を持っていく、そういう話があつてしかるべきじゃないと思うんです。そういう問題点を踏まえながらこれを提案して、考える方向でいてほしいなと思いますけど、これは回答しろというほうが無理なんで、考えて、また今後の課題と思っておいていただければよろしいです。

そして、先ほど、給食センターも去年に引き続きないと。ないというのは、去年から今年にかけてないだけの話であって、当時からの推移の中で、私の記憶の中では上がっている方向があるわけですよ。当時はそれで受けて、年々100万近い方向であるのかなと思うから聞いている話であって、その辺はどうなのか。もしわかれれば教えていただきたい。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） まことに済みませんが、手元に詳細な資料がございませんので、後ほど回答させていただきます。

○議長（丸 昭君） 寺尾議員、よろしいですか。

○12番（寺尾重雄君） はい。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第45号ないし議案第48号、以上4件の決算認定について、議案第49号の利益の処分及び決算認定につきましては、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置いたしまして、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、本案につきましては、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置いたしまして、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任につきましては、勝浦市議会委員会条例第5条第1項の規定により、磯野典正議員、板橋 甫議員、刈込欣一議員、佐藤啓史議員、末吉定夫議員、土屋 元議員、藤本 治議員、以上、7人の議員を指名いたします。

なお、本案につきましては、地方自治法第98条の検査権を付与したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、本案につきましては、地方自治法第98条の検査権を付与することに決しました。

陳情の委員会付託

○議長（丸 昭君） 日程第2、陳情の委員会付託であります。今期定例会において受理した陳情は、お手元へ配布の陳情文書表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしましたから、ご報告いたします。

休会の件

○議長（丸 昭君） 日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明9月19日から9月26日までの8日間は、委員会審査等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、9月19日から9月26日までの8日間は休会することに決しました。

9月27日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして付託事件の審査をお願いいたします。

散 会

○議長（丸 昭君） 本日はこれをもって散会いたします。

午後1時46分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第37号～議案第49号の上程・質疑・委員会付託
1. 陳情第2号から陳情第4号の委員会付託
1. 休会の件